

書評・紹介

今枝由郎著

『ブータン中世史

——ドゥク派政権の成立と変遷——』

三 宅 伸一郎

本書は、著者・今枝由郎氏が一九八七年にパリ第七大学に提出した国家文学博士号取得のためのフランス語学位論文の和訳であり、著者自身「あとがき」に記しているように「私が著者であり、同時に訳者であるという「重の性格」を持つものである。ではなぜ、氏は自らの博士論文を、和訳という形で世に問うのか。ブータン史という、日本では未開拓分野の研究成果を提供することが目的であろうと思われる。しかしそれ以上に、同じく「あとがき」に記された次の言葉からすれば、「歴史文献学」「歴史学」ではなく「歴史文献学」、日本では馴染みのないこの言葉を氏が自らの専門を示す際に使う者としての教戒のためではなかろうかと、少なくとも私には思える。

近く日本の現状を見てみると、命題はりっぱでも、その論証となると、論理に飛躍があつたり、自家憧着を含んだりといったことが往々に見られる。これは論証よりも、命題

を重んじることから由来するのであろうが、論証できない

命題は、いかに魅力的であつても何の価値もない。少なくとも歴史文献学の立場からはそうである（p.335）

この立場から、ドゥク派座主職相続——シャブドゥン・ンガ

ワン・ナムゲル（Zhabs drung Ngag dbang rnam rgyal、一五九四一一六五二）のブータン逃亡以降それは国家元首の相続となる——がいかにおこなわれてきたか、具体的には、ギヤ氏による相続にこだわったドゥク派政権Ⅱブータン政府が、家系の断絶を経て化身制度の採用に踏み切り、やがて内乱状態に陥るまでの歴史的経緯を、緻密な論証に基づいて叙述したのが本書である。年代的には十二世紀から書き起こし、一九〇七年の世襲王制誕生に至るまでが扱われている。

題名にある「中世」——フランス語による「原本」の題名にこの語はないのだが——の語の使用は、ブータン史における時代区分の問題を喚起する。ブータン史における「中世」の定義を著者は明確に行つてはいない。「序」の記述から類推するに、現代に連なる世襲王制の誕生を「近代」とするならば、シャブドゥンの來訪（チベットから見れば逃亡）により独自の道を歩むことになった本書で扱われるこの期間は、チベット仏教史の範疇にあつた時代から脱したという意味において「中世」ということになるのであろう。

著者について、ここで改めて紹介をする必要はないであろうが、氏の専門はチベット歴史文献学。現在、フランス国立科学研究センター（CNRS）主任研究員を務める。一九七四年に大

谷大学を卒業した後、渡仏、同年 CNRS 研究員となる。一九八一年から九〇年の十年間、ブータン国立図書館顧問を勤め、

一九九一年、現職となる。論文・著書ともに数多くあるが、本書と関係の深いものとしては、一般書であるがブータンについての概説書『ブータン——変貌するヒマラヤの仏教王国』（大東出版社、一九九四年）があげられる。チベット大藏經成立史の成果としては「チベット大藏經の編集と開版」

（『チベット仏教』岩波講座・東洋思想第十一卷、岩波書店、一九八九年）がある。また敦煌チベット語文献研究の分野においても活躍ぬる所へ、その成果としては *Choix de documents*

*tibétains conservés à la Bibliothèque nationale : complété par quelques manuscrits de l'India Office et du British Museum / Mission Paul Pelliot (共著) Bibliothèque Nationale, Paris, 1978-* や

*Histoire du cycle de la naissance et de la mort : étude d'un texte tibétain de Tonen-houang* (Hautes études orientales ; 15, Droz, Genève, 1981) などがある。以上のように、ブータン・チベ

ット研究の幅広い分野にわたりて、多大な成果をあげる一方、近年では一般向けにチベット語文学作品を翻訳紹介することに

も力を注いでおり、『サキヤ格言集』（岩波文庫・赤 90-1・岩

波書店、一〇〇二年）がある。また最近著者自身から聞くところによると、現在は、ダライラマ六世の「恋愛歌」を原文の香りを残しつつ七・五調に翻訳し、出版を企画中のことである。では以下、序から結論に至るまでの内容を、各章ごとに簡単に紹介しよう。

## 序

\*

\*

\*

本章では、まずブータンの地理が簡潔に俯瞰される。次いでブータン史について「最初の段階では数世紀にわたって、宗教史と区別が無く、それ故にチベット仏教史と緊密に結びついている」とし、さらに「十二世紀末から十七世紀初まで、ブータンはチベット諸宗派が勢力拡大のために凌ぎを削つた地である」と述べ、十七世紀初めまでの「ブータン史はチベット史の一部であり、その枠の中ではじめて理解できる」とする。

しかし、

チベットの観点だけからブータンを見ることは、一面しか見ならないとなる。実際数世紀にわたって、ことにドゥク派政権成立以後、ブータンは色々な分野で独自性を発達させ、これはチベット学にはまだ知られていないが、それ自身のものとして研究されるべきだし、研究されるに値する

（p. 22）  
と、同じ文化圏でありながらチベットとは異なるブータンの独自性を示す一例として「暦」の問題が述べられる。

チベット・ブータン共に同様の太陰・太陽併用暦が用いられ、十干十二支の組み合わせによって、それぞれの年が示される。ところが、チベット暦が一年を一月から始め十二月で終えるのに対し、ブータンの歴史文献の大半は、一年を十一月で始め、十月で終える。その間、たとえ一月になつても十二支は変わらないのだという。氏は、テンジン・ラブゲ (bsTan 'dzin rab

rgyas, 一六三三八一一六九六) の父ミバム・ツエワン・テンジン (Mi pham Tshe dbang bstan 'dzin, 一五七四—一六四三) の没年を巡るチベット人とアーティン人の間の記述の相違や、一九〇七年の初代国王選出の誓約書に記されている日付の問題を取り上げ、具体的に述べている。

このブータンの暦に関する問題は、新知見である。チベットでも、たとえば既に指摘されているとおり、ツアン地方では農作物の収穫を基準とした「農民の新年 (so nam lo gsar)」が、またコンボ地方では十月に新年が祝われるなど、日々の生活において、全土で一致した暦が用いられているわけではない。ただ、「農民の新年」を祝つても、ブータンの例のように、干支までそれに合わせて変わるかどうかは、わからない。なお、あえてここであげる必要はないかも知れないが、チベットの暦全般については、山口瑞鳳氏による下記の一論文を参考にされたい。

「チベットの暦学」『鈴木學術財團研究年報』一〇、一九七四年。  
「チベット史料の年次計算法」『東洋学報』六二一一一・四、一九八三年。

## 第一章 チベットにおけるドゥク派座主の相続形態

本章では、カギュ派の四大支派のうちパクモドゥ派から派生したドゥク派の開祖であるツアンパ・ギャレー (gTsang pa rgyas, 一一六一—一一一) からシャブドゥウン・ンカワ

ン・ナムゲルにいたるまでの、ギヤ氏による十六回にわたるドウク派座主職相続形態が分析されている。その結果、座主職相続形態には「一家のなかに二系列存在し、一系列は結婚し家系を続け、もう一系統は僧侶で、宗派の座主に就く」叔父——甥相続形式と「家系を絶やさないためにドゥク派の座主自ら妻帯する」父——子相続という二つの形式が存在したと結論する。

「叔父——甥」あるいは「父——子」相続の様相に立ち入る前に、著者はまず、チベット仏教の現時点での特徴的かつ代表的な相続形態である化身制度について言及する。化身には、純粹に靈魂的なものと宗教的かつ俗権的なものという二重の性格があることを指摘、本書で化身という場合には後者のカテゴリー、つまり

後続の化身は「亡くなつた化身の座に登り、寺院を含めすべての財産を受け継ぐ (p. 29-30)

のものを指すとする。なお、この後者のカテゴリーに属する僧たちに対し一般に「活仏」という呼称が用いられているが、筆者はその著『ブータン——変貌するヒマラヤの仏教王国』の中で、「活仏」という呼称は「化身の本質を理解していないばかりか、あやまつた印象を与えるかねない」と批判している。

叔父——甥相続の場合はどうか、父——子相続をおこなう場合問題となるのが戒律である。座主が戒律を守れば、当然家系を継続することはできない。では、どのような解決策を以て、家系を継続していくのかを理解するため、筆者は「三誓戒」と題する節 (pp. 37-47) の中で、チベット仏教に

おける誓戒の問題に触れる。管見の及ぶかぎり、チベット仏教における誓戒について唯一まとまつた記述である。この中で、著者は、バルマ・ラブジュン (bar ma rab byung) という、帰依戒のみを受け、剃髪し僧衣を纏うだけの、つまり出家と俗人の中間にある新たなカテゴリーの登場を述べ、これにより座主自ら妻帯し家系を継続する、つまり「父——子」相続が可能になつたと指摘する。

本章の最後にはシャブドゥン・ンガワン・ナムゲルのブータン逃亡までの経緯が叙述される。彼は、ドウク派最大の学僧ベマ・カルポ (Padma dkar po, 一五二七—一五九二) の化身候補の人であつたが、もう一人の候補、チヨンゲの領主の子バクサム・ワンボ (dPags baam dbang po, 一五九三—一六四一) との認定争いに破れ、一六一六年、チベットを去りブータンへ逃亡した。ギャ氏にとって直系の子孫であり、かつペマ・カルポの化身であるシャブドゥンは、「直系化身 (gdung dzin sprul sku)」として、ドウク派の座主後繼者として申し分のない人物であつた。では、ギャ氏は、彼を化身として認定するこによつて、座主職相続に化身制度を採用しようとしたのか。

第十三代座主・ゲルワング・キンガ・ベンジョル (rGyal ba Kun dga' dpal 'byor, 一四一八—一四七六) の化身を認定するというカルマ派の干渉に対しギャ氏は、化身は認定するが、寺院の全財産は譲渡しないという形ではねつけ、ラルン寺および布施領地を管理・相続していく。ここでドウク派はギャ氏による系統と、ジャムヤン・チエキ・タクパ (Jam dbyangs

chos kyi grags pa, 一四七八—一五〇〇) の化身系譜＝ゲルワング・ドウクチエン (rGyal dbang 'Brug chen) による系統の二派に分裂するのだが、この例を示しながら、著者は、

それは新しい化身制度に譲歩したからではなかつた。そうではなく、彼を化身と認定することで、ギャ氏はその直系の子孫をラルン寺の座主の文句ない候補者としたのである

(p. 49)

と、座主職相続に化身制度を採用しようと意図はなかつたとしている。

## 第二章 シャブドゥン・ンガワン・ナムゲルとブータン統一

化身候補者争いに破れたシャブドゥン・ンガワン・ナムゲルが、「どうして西ブータンを逃亡先に選んだのか、どのようにしてドウク派の覇権を打ち立てたのか、またその政権はいかなる構造だったのか」というのが本章の問い合わせである。その第一の問い合わせに答えるため、まず十三世紀前半からはじまるドウク派によるブータン佛教について触れている。

第一にパジョ・ドゥゴム・シクポ (Pha jo 'Brug sgom zhig po, 一八四一二二五一) の活動が叙述される。彼はティンブ谷上流にタンゴ寺建立、二人の女性を娶つて幾人かの子供を設けた。その子孫は、西ブータン各地の有力者となり、ドウク派本山ラルン寺との緊密な関係を保ち、ギャ氏に連なる僧侶を招いて布教させ、婚姻関係を結んでいった。

次に、ツアンバ・ギャレーの直系の子孫である有名な風狂聖

ドゥクパ・キンレ ('Brug pa kun legs, 一四五五一五二九)

一勢力を形成したと結論する。

の活動が叙述される。彼もまたブータンに子孫を残していく。  
そのうえで著者は、以上のような西ブータンにおけるドゥク派勢力の拡大や、ギヤ氏の一系列の定住が、シャブドゥンをして西ブータンに亡命を決意させた「究極の原因」でなかつたかと推測する。

次いで、第一の問い合わせ、「どのようにしてドゥク派の霸権を打ち立てたのか」に対する回答が試みられる。まずアリストの言葉を引き、「伝記」をはじめとするチベット語史料の問題点——純粹に宗教的觀点から書かれ、俗事について言及しない——に注意を促す。その上で、最も信頼すべき一次史料として、シャブドゥン自身の署名のある現存する唯一の文書、パロのサルチエン・チエジエ家に出した勅令の全訳をあげる。次に、中世ブータンの法制・税制を明らかにしつつ、勅令の中でシャブドゥンがサルチエン・チエジエ家に与えた特權、つまり、役人同様の待遇と税金の免除がなされていることを浮き彫りにし、「西ブータンにドゥク派政権を打ち立てるのに進んで協力を申し出たドゥク派系の家族には、同じような身分と特權が与えられた」のではないかと推測する。このようにシャブドゥンは、領地の安堵を保証し、高官などの栄誉と特權を与えることによって、「座主としての権威のもと」西ブータンにおいて既に相当な地位を保つていながら、未結集であったドゥク派家族を結集させ、西ブータン全域（シャブドゥンの支配は東ブータンには及ばなかつたことも指摘している）を支配する統

### 第三章 シャブドゥン・ンガワン・ナムゲルの死

この章では、ドゥク派政権によるシャブドゥンの死の隠ぺいに關わる諸問題について扱われている。

まず、アリスト、ペテックらが、シャブドゥンが半世紀の間瞑想中であつたと、当時の人々は信じていたとするのを、証拠が不十分として退ける。さらに從來の定説には「二点で重大な誤りがある」とし、家系による相続をおこなつてゐるドゥク派では、シャブドゥンの死が、後継者による座主就任の前提条件とならない」とや、「ゲルツィアブ (rgyal tshab)」という言葉が

シャープドゥンとその正式な後継者の間の「代理」「替え玉」の意味で使われているのではなく、「合法的な後継者を指している」とを指摘する。そして、この指摘が妥当なものであることを論証するために、つまり、ゲルツアプが合法的な後継者としてドゥク派の座主であつたかどうかを確認するため、座主の職務に言及する。すなわち、座主として行わねばならない儀式として、僧団への入団儀式がある。しかし家系を続ける義務により比丘戒をうけていない座主にとっては、剃髪と僧名授与のみが任務であつたと確認した上で、シャープドゥン在世の間はシャープドゥンが、シャープドゥンが「瞑想」に入った一六五一年からの十二年を経た後には、歴代ゲルツアプがこの任務をはたしていることを確認し、彼等がシャープドゥン没後、ドゥク派の座主職に就いた人物であるとする。キンガ・ゲルツエン (*Kun dga' rigyal mtshan*, 一六八九—一七一三) がサルチエン家に出した勅令に押されている朱印が、シャープドゥンの用いたものと同一であることをあげ、この結論を補強する。

次いで、「シャープドゥンが瞑想に入つて十二年経つた時に、どうして剃髪式が今まで通りシャープドゥンの名の下で行われなくなつたのか」という問題提起がなされる。考えられる理由は、シャープドゥンの死に関する政府公式見解の変化であろうと、その過程を以下のようにまとめている。

いまだ中央、東ブータンを確固たる支配下に置いていかつたブータン政府は、後継者問題でもめ、安定が脅かされることを恐れ、瞑想中ということにしてシャープドゥンの死を十二年間

秘密にすることに決定した。これによつて、ギヤ氏による座主職の相続を守りたいブータン政府にとって最もおそるべき化粧制度が、後継者問題に適応されることは避けられた。しかし時間が経つに従い、彼の瞑想に対する疑いは濃くなり、一六五三／五七年にはチベット政府にも知られるほどの公然の秘密となつた。にもかかわらず、ブータン政府の態度は変わらず、剃髪式はシャープドゥンの部屋の閉じられた扉の前で、彼の名の下で行われた。瞑想入りから十二年経つた一六二二年にブータン政府は一連の供養事業を開始した。一方で剃髪式に関してシャープドゥンの名のもとで行わなくなつた。それは、シャープドゥンが座主ではなくなつたことを意味した。ここに彼は神格化され、いわばドゥク派の守護尊のような地位に奉り上げられた。

#### 第四章 ジャンペル・ドルジエ（一六三一一一六七五／七六）、

##### シャープドゥンの一子

シャープドゥンの唯一の子供であり、ブータン史上最も神秘的な人物である彼の生涯を、従来利用されなかつた資料を基に見直し、再検討をはかるのが本章である。その没年の問題（一六八〇／八一年という近年のブータン人やアリス、ペックらの提唱する説を退け、これまで誰も気が付かなかつたテンジン・ラブゲの伝記中の記述をあげ、遅くとも一六七六年に亡くなつたとする）や、テンジン・ラブゲの伝記中で、あたかもジャンペル・ドルジエ自身を指すかのように使われている「シャープドゥン・ツエ (*zhabs drung rtse*)」という言葉を巡る非常に複雑

な事柄について議論し、彼の生涯を次のように簡潔にまとめている。剃髪式を行っていないことから、彼は座主職に就かなかったことがわかるとする。彼の死は父と同じく瞑想中ということがなり隠された。ここにギヤ氏直系の家系は絶えることになった。

### 第五章 テンジン・ラブゲ（一六三八—一六九六）シャプドゥンの後継者

本章では、ギヤ氏の傍系で、ドウクパ・キンレを輩出した家系に連なり、ドウク派座主相続の系譜の中で、家系による最後の相続者となつたテンジン・ラブゲの生涯が叙述されている。シャブドゥンがテンジン・ラブゲを後継者として認めていたことを示す根拠として、シャブドゥンがテンジン・ラブゲの母に、子が受ける灌頂と教えをすべて書き留めておくように指示していたことをあげている。このことは、チベット仏教において、教えを書き残す行為の極めて珍しく、興味深い実例である。

一六九四年、ゲンドュン・チエペル (dGe 'dun chos 'phel, ?—一七〇〇/〇一) のクーデタにより、彼は隠居、一六九六年に没した。これによりギヤ氏は途絶え、ドウク派政権がこれまでかたくなに守ってきた家系による相続でなく、かたくなに拒み続けてきた化身相続を採用せざるを得なくなつた。

テンジン・ラブゲの業績として、すべての宗派に寛容で折衷的な態度をとったことにより、宗派を異にする民衆の統合に成功したことと、三人兄弟のうち一人を國の僧團に入れなければ

ならないという僧侶税の創設（一六八一／八二）をあげている。

### 第六章 最初の化身

本章では、テンジン・ラブゲの死により、ギヤ氏の直系・傍系ともに断絶し、座主職の相続に化身制度を採用せざるをえなくなつたブータン政府の状況が叙述される。

十八世紀初頭から複数の化身が誕生し、各派閥がそれぞれ異なる化身を擁立することによって、ブータンは内乱の様相を見せる。中国・チベットによる調停によりこの内乱は一時収束するが、一七三〇年、国は二分される。以上の経緯を著者は「化身相続制度はその導入の当初からブータン政権に多くの問題を起こし、チベット政府にたいする主権すら危ぶまれるようになつた」とまとめている。

一七三〇年以降の内乱の状況を、著者は『西藏攷』という、これまで誰も使つてこなかつた中国史料（巻末に該当部分の校訂テキストが付されている）に基づき叙述している。

一七四〇年代の始めにはシャブドゥンの化身が三人、ジャンペル・ドジェとテンジン・ラブゲの化身が各一人と計五人の化身が存在していた。そのうちシャブドゥンのチベット人化身であるジクメ・タクパ ('Jig med grags pa, 一七二四—一七六一) の存在は、対ブータン政策を武力による押さえ込みから化身候補擁立による「もつと効果的な婉曲的、外交的手腕」によつて押し進めようとする、チベット政府の介入を招く危険性があつた。以上の状況を叙述した後、著者は

こうして、化身相続制はその導入の当初からブータン政権に多くの問題を起こし、チベット政府に対する主権すら危ぶまれるようになった（p. 176）と結論する。

## 第七章 複数化身の公式認定

前章で確認された化身相続制をめぐる問題を、ブータン政府がどのようにあるいはどのような理論に基づき克服したのかが、本章でまず明らかにされている。

すなわち、当時存在していた三人のシャプドゥンの化身を、それぞれ身・口・意の化身として認定した。公式に打ち立てられたこの「三化身論」によつて、複数の化身存在が正当化された。ただし、「こうして認められた化身が、シャプドゥンやティンジン・ラブゲのように、最高の宗教的・政治的権威を持つには到らなかつた」ことに注意を促している。

十八世紀中頃から、ブータンは南に進出を始め、当時インドに霸権を打ち立てていたイギリスとの接触が始まつた。イギリスは、ヒマラヤ越えの通商路を開くため十八世紀中頃から十九世紀中頃までの一世纪の間に、ボーグル、タナー、デヴィス、ボーズ、ベンパートン、エデンといった使節をブータンに派遣した。著者はこれら使節の報告を紹介しながら、当時のブータンの政治体制における

ダルマ・ラージャを宗教界の長とし、デブ・ラージャを政治界の長とする二頭構造が浮き彫りになる（p. 207）

とする。すなわち、宗教面では、ダルマ・ラージャの称号を持つシャプドゥンの意の化身シャプドゥン・トウクトゥル（Zhabs drung thugs sprul）が最高位であり、その一化身が死んで、次の化身が成人するまでの空位期間は、シャプドゥンの口の化身シャプドゥン・スントゥル（Zhabs drung gsung sprul）がこの地位を勤める。政治面では、デブ・ラージャ、すなわち攝政が長であるが、「実権は、各々東西ブータンを支配するトンサ、パロのペンロブが握っていた」。

以上、本書の内容をざくざく簡単にまとめて紹介してみた。以下内容に関わらない若干の感想を添えて、結びとしたい。

人名等の固有名詞については、カタカナ標記だけである。個々の固有名詞の原語でのスペルを確認するためには逐次、ローマ字転写が添えられている。卷末の索引を参照しなければならない。少なくとも本文は完全な「日本語」で読めるものとという意識のもとからなされた配慮なのであろうが、若干不便を感じる。

また、そのカタカナ標記についていえば、たとえば一般にクンと写されるkunがキンと写されている点などは、馴染みのない読者を若干戸惑わせるのはと思われる。（なお、東京外国语大学AA研の星景氏がラサ方言を根幹としたカタカナ標記法についての方向性を示してある <http://www.3.aat.tufs.ac.jp/~hoshi/tibetjiten/jitenframeTJ.html> また田中公明氏も、その著書に必ずカタカナ標記についての指標を示している。）

一方でチベット語参考文献を「大半の資料は伝記であるため、伝記の主題となっている人物のチベット語順に配列」しているのは、参照したい文献に即座にアクセスすることができるという点で便利であり、大量の伝記を史料として用いるチベット・ブータン史研究における参考文献標記法の一つ方法性を示している。

先に述べたように著者は「序」の最後に

シャブドゥン・ンガワン・ナムゲルが西ブータンに逃れた一六一六年以後のドゥク派の歴史はもはやチベット仏教の一宗派のそれとどまらず、ブータンに霸權を打ち立て、國名、國民名の由来ともなった宗派の歴史である。それ以後ドゥク派の歴史は、チベットから独立したドゥク派國家の歴史であり、ドゥク派の座

主の相続は、國家元首の相続である（p. 26）  
と記し、十七世紀以降のブータン史は、独自のものとして考えられるべきだと主張している。では、チベット史研究の点から、本書は価値を持たないものであるのかと言えば、決してそうではない。本書前半の主題である家系による相続から化身制度の採用への経緯は、ドゥク派以外の氏族教団もたどった道程であり、その子細な実例としてチベット史研究者は大いに参考にしなければならない。また「結論」の

ブータンにおけるドゥク派政権が、チベットでのダライラマによる政権把握とほぼ同時であり、同じ政治、宗教圏でのこの二政権の比較がしてみたくなる。この比較研究は、

十七世紀以後のチベット世界の特徴である僧侶による政治機構のよりよい理解のために、非常に有効であろう（p. 253）

という指摘ももつともである。本書の第二章では、シャブドゥンによって樹立された政府の構造および法則・税制が記述されており、ダライラマ政権、あるいはそれ以前のサチャ派やパクモドウパ政権の実態を考察する上での大いな参考となる。その意味で、チベット・ブータン史研究に携わる、あるいはこれから携わっていくと思う人にとって、本書は必読の書といえる。

最後に、著者が「あとがき」に記している「本書で証明された——少なくとも私の観点から——命題を、いつかもっとわかりやすい形で公表」される」とを期待していることを申し添えておきたい。

今枝由郎『ブータン中世史——ドゥク派政権の成立と変遷』 大東出版社、二〇〇一年、ISBN4-500-00685-0、  
三三六頁十索引一四頁